

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	沿岸漁場管理団体の指定			根拠条項	第109条第1項		
審査基準	<p>1 漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること</p> <p>2 次の基準に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員又は職員の構成が、保全活動の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること ・保全活動以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって保全活動の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこと <p>3 次の各号のいずれにも該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その役員又は政令で定める職員のうちに暴力団員等がある者であること ・暴力団員等がその事業活動を支配する者であること ・適確な経理その他保全活動を適切に実施するために必要な能力を有すると認められないこと 						
	受付 機関	水産課	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	標準処理期間 60日 標準経由期間 日